

募金活動を実施する場合の注意事項 (新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて)

令和2年12月17日
国土緑化推進機構

はじめに

国土緑化推進機構は、関係する指針等を参考に、今後機構が募金活動を実施するにあたって注意すべき事項をとりまとめました。

なお、実際の募金活動の実施は、活動地域における新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく諸規制等を遵守することが前提となります。

また、機構が実施しない「家庭募金」についても、参考として記載しましたが、実際に募金活動を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえた上で、これまでの活動の形態等も十分考慮することが重要となります。

1 共通事項

(1) 健康の管理

- ① 主催者職員やボランティア等は、以下のいずれかに該当する場合には、募金活動に参加しません。
 - ・ 発熱などの症状がある
 - ・ 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある
- ② 体温の測定と記録は参加者にお願いをしますが、活動の際の事前の検温も徹底できるよう、感染症対策に配慮し、非接触型の体温測定器などを準備します。
- ③ 高齢者や基礎疾患を有する方等の重症化リスクが高いと思われる方の活動には十分配慮します。

(2) 手洗い・消毒及びマスク着用の徹底

- ① 募金活動中は、その前後も含め、参加者は手洗いと手指の消毒を徹底します。募金の集計に当たっても、前後の手洗いと手指の消毒を徹底します。
- ② そのため、水道などにより手洗い水を確保し、せっけん、アルコール消毒液、ペーパータオル等を準備して適切に配置します。
- ③ 募金活動中は、参加者はマスクの着用を徹底します。

(3) 「社会的距離」の確保

- ① 参加者や募金者が、2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保できる配置や動線とします。

(4) 資材の消毒

- ① 募金箱等の資材は募金活動中も定期的に消毒し、活動終了時にも消毒します。

2 分野別事項

(1) 街頭募金

- ① 募金者の皆様や活動参加者が密集することなく、「社会的距離」が確保できるような場所で募金活動を実施します。
- ② 対面状態で大きな声を発することは避けます。そのため、フェイスシールド、拡声器・再生装置等を使用して呼びかけます。
- ③ パネルや印刷物(手渡ししない)を利用して、視覚からも募金を呼びかけます。
- ④ 募金は募金箱により行い接触を避けます。可能であれば、スマホ決済などの非接触型手法を活用します。
- ⑤ 緑の羽根を配布する場合は手渡しを避け、羽根を間引いて用意するなど、複数の募金者の手が相互に接触しないようにします。

(2) (参考) 家庭募金

- ① 訪問により募金活動を行う場合は適宜、訪問者に手指の消毒をするようお願いします。
- ② 可能であれば、屋内に入らず玄関先等で募金活動を行います。屋内に入る場合は、可能な限り短時間とします。
- ③ 寄附金は封筒でいただく、領収書等も封筒で郵便受けにお渡しするなど、できるだけ接触は避けます。
- ④ 可能であれば、スマホ決済などの非接触型手法を活用します。

3 その他

- ① 募金活動の実施に当たっては、上記のような注意事項に適切に対応して活動を行っていることを、活動参加者が事前に十分理解するとともに、広報や活動場所での掲示などで、募金者の皆様にお知らせします。
- ② 本注意事項については、新たな知見により関連する指針等が見直された場合など、内容が修正・追加されることがあります。

[参考資料]

- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症について（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
- ・ 募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドラインについて（中央共同募金会HP）
<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/14762/>